救急病院の認定(医療政策課)-------

山

○公安委告示

換地計画書の縦覧(農村整備課)......

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)

(商政課)

五四

口

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課) ………一

目

次

2月8日 (金曜日)

平成 31年

平成三十一年二月八日

に供する。

所在地 名称 工場又は事業場の名称及び所在地 申請者の氏名又は名称及び住所 氏名又は名称

所

株式会社トクヤマ 周南市御影町一番一号

山口県知事

村 岡 嗣

政

特定施設に関する事項 種類、 構造及び使用時間間隔等

周南市晴海町一番一号

株式会社トクヤマ徳山製造所東工場

田	情表 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	_	六五	二七一口	種類	
Red Re	の酸又はアルカリ炭素第一第二十七号一十一円		[]	一 五	m³	構
Red Re	による表面に、とは、これによる表面に		"	平成三、一	月寿	
Red Re	処理施設をい工業製品製造	5	"	三成三二	日事	造
表 八 ″ 変	う。 業の用に供す で	Ţ	"	三成	月開	
表 八 ″ 変	9る遠心分		"		用時	使
表 八 ″ 変	離機及び日	三女子等	五時間	時	ρ	の
	阿表第六		"	変動なし	動季の節	法

山口県告示第二十三号

評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年二月八日から同月二十八日までの づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧

Щ

県

П

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

几

種類、構造及び使用時間間隔等汚水等の処理施設に関する事項

()
排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

ř	t	禾			種	
殿		処 理 施			dans	
ìt	<u>t</u>	Ā	又		類	
処理後	処理前	処理後	処理前		項目	
	一 〇 五			通常	水 素 (
七_	<u> </u>	_ 七_	0	最	(水素指数)	汚
九~六	一~八	八~七	○ 一 ≀ 五	大	○ 度	水
"	 	"	110・六	通常	化学的酸	等
"	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =			最	大 mg 要	,
	· 四	"	五〇	大	/ (求量)	0)
	三五			通	浮	`~
0	0	"	0	常	遊	汚
110	三 二 二〇 四 三 五〇〇 五、〇〇〇	"	110	最大	(mg / g f l 量	染
"	_		0	通	窒	
	0 111.111 110.	"	四	常		状
"		"			mg	
	10 : <u>=</u>	·	四・二 一七・五	大	mg / ℓ素	態
0		"		通		の
· -	六		11 . 11	常	燐質	
	六一〇・六	"	_	最大	燐(mg/ℓ) (mg/ℓ) ふっ素	値
	六			入 最	<u> </u>	
"	"	"	五.	大	mgふっ / 素	
'/	四一、二七四	"	一、二〇五	通常	汚水等の一日当たりの量(m)	
"	五六、三〇二	"	一、六二四	最大	たりの量 (m))

沈殿	中和処理	種
池	施設	類
堰き	コンク	構
囲	クリー	vet.
Λ,	製	造
		能
七三、000	一、五〇〇	(m³ / 日力
沈	中和	処理の方式
"	連続	間使用時間
"	の使用時間	
"	概が変動の要	
Ę	年 月 日	
	年 月 日	
ling.)	年 月 日	

To 表の備考は、この表について進用する。	備考		_		種	
(一の表	六 五	七一口		類	
Toological Contracting for a contracting for	の備表			通	水	
Table Ta				冶		
Thysol	の表		<u>Ξ</u>	-	<u></u> オ	
Thysol	について		ト) エ	大	(素指数)	汚
***	準用す	"		通	化	-de
等 の 汚 染 状 態 の 値 ***	る。				学	八
(回/e)		"			酸	垒
(g/e) (g				最	mg要	7
		,	_	大		D
(回/e) (回/e) (回/e) (ロー) (ロ		五			浮	V
(回/e) (回/e) (回/e) (ロー) (ロ		Ŏ,				汚
Too 100		0	五.			13
(g) (e) (m) (e) (m		_		最	へ mg質	染
 電 常 最 大 通 常 最 大 通 常 最 大 の 値 が 最 大 通 常 最 大 通 常 最 大 の・一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二		00,00		大	/ ℓ 量	//
思 の 値				通	窒	状
思 の 値						
(g / e) (g		"				態
値 値 (mg/ℓ) 通 常 最 大 通 常 最 大 一 一 五 二				最	mg	
値 値 (mg/ℓ) 通 常 最 大 通 常 最 大 一 一 五 二		,,	_	大	/ ℓ 素	の
 		"	0			値
(mg/ ℓ) 大 通 常 最 大 一五 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二			0 =		燐%	
たたが大通常最大大二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二<td></td><td></td><td></td><td>最</td><td>mg</td><td></td>				最	mg	
水等の一日当たりの量(『m) 一五 一五 一五 一五		"	· -	大	/	
二 一 日当たりの量(㎡) 二 大				通	汚水祭	ĵ
<u>五</u> 最 よりの量(sm)				冶	_	-
二大煎		=	五.		出 当 た	í
二大煎				最	りの最) -
		五	110	大		

医

称療

排

Ŧī.

三・八

Ŧi.

0

○ <u>=</u>

〇 · 六

O :

名指

訪問看

ででである。 主たる事務所 の所在地

名訪問

看護ス

所シ

在ション

地等

指定年月日

四

一八五

 \widehat{m}^3

大

定

五.

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

山口県告示第二十四号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 指定医療

平成三十一年二月八日

県

口

松村医院

名

称療

山口県知事

機

周南市西松原三丁目六番四三号 光市室積二丁目一四番一四号

地 廃 止

村

岡

嗣

政

年 月 \exists

" 平成三〇、 11,10 1, 110

О<u>,</u> <u>=</u>

宇部市中村二丁目六番一七-一号

山口県告示第二十五号

山

上宇部薬局

宇都宮クリニック

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助の

平成三十一年二月八日

関

山口県知事

村

圌

嗣

政

地

指 定 年 月 日

の一四大島町大字平野二七一大島郡周防大島町大字平野二七一 山陽小野田市大字郡四四五の四 平成三一、 平成三〇、

こくりつ薬局あさ店

しまかぜ在宅支援診療所

山口県告示第二十六号

仁会福祉法人健

字厚狭五〇三の山陽小野田市大

ションフクシア 訪問看護ステー

字厚狭四九八の山陽小野田市大

平成三〇、四、

救急病院等を定める省令 次の病院を救急病院として認定した。 (昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

平成三十一年二月八日

名

医療法人長府病院 下関市長府中之町二番四号

地 認定が効力を有する期限 山口県知事

村

岡

嗣

政

平成三四、

山口県告示第二十七号

安林を次のように指定する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

保

平成三十一年二月八日

山口県知事 村 岡 嗣

政

保安林予定森林の所在場所

 \equiv 指定の目的 下関市大字阿内字フスへキ九三六の九〇

"

 \equiv

号

土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関

山口県告示第二十八号

四号)第四十九条の規定により、 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 次のとおり告示する。 (昭和四十年政令第十

に供する。 その関係図面は、 山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧

平成三十一年二月八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

美祢市美東町真名字上徳坂二八二七番に沿接する堤とうに沿接する水路地先

廃川敷地等の位置

平成三十一年二月八日

廃川敷地等が生じた年月日

厚東川水系大田川

河川の名称

二八四六番に沿接する堤とうに沿接する水路地先 二八四五番に沿接する堤とうに沿接する水路地先

字大下一〇八八一番二に沿接する水路地先 字橋ノ本二八五四番一に沿接する水路地先

一〇八八一番二地先

○八八一番一に沿接する水路地先

○八八一番第一に沿接する水路地先

土地 廃川敷地等の種類及び数量 四五七四・六一平方メートル

一八九九番及び二八九九番二に沿接する道路地先

一二四五番第一に沿接する道路地先

一二四五番第一に沿接する道路に沿接する水路地先

几

(二八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、平成三十一年二月八日から同年六月十日までの間、 山口県商工労働部商

平成三十一年二月八日

山口県知事 村 圌 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地 称

所在地 下松市望町四丁目一四〇の五

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

会社トヨタカローラ山口株式 周南市新地一丁目六番一号

所

代表者の氏名

卜部 治久

変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項
望町店(仮称)	変
トヨタカロ	更
ローラ下松	前
F e l i	変
х 8 8	更
	後

几 届出年月日

平成三十一年一月二十八日

Ŧī. 変更年月日

字長小野一〇八八五番に沿接する水路地先 字古元一〇八八二番に沿接する水路地先

報

平成三十年二月二十八日

(二九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

市から意見を聴きました。 三十年九月十八日山口県公告(二一〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成三十一年二月八日から同年三月八日までの間、 山口県商工労働部商

平成三十一年二月八日

Ш 口県知事 村 岡

政

嗣

名称 大規模小売店舗の名称及び所在地 アルク西宇部店

宇部市厚南北五丁目一六〇二の

意見の概要 特に配慮を求める事項はない。

(IIO) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

口

口市から意見を聴きました。 三十年九月二十八日山口県公告(二一四)に係る大規模小売店舗について次のとおり山 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

山

政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成三十一年二月八日から同年三月八日までの間、 山口県商工労働部商

平成三十一年二月八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 プリムールあおい

山口市葵一丁目三四〇二

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

松市から意見を聴きました。 三十年九月二十八日山口県公告(二一五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成三十一年二月八日から同年三月八日までの間、 山口県商工労働部商

平成三十一年二月八日

山口県知事 村 岡 嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

 \equiv 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三二) 換地計画書の縦覧

する同法第八条第六項の規定により、 たので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用 第五十二条の二第一項の規定により、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法 萩市長小野地区の換地計画を適当であると決定し 次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年二月八日

山口県知事 村 岡

嗣

政

縦覧に供する書類

萩市長小野地区換地計画書の写し

縦覧の期間

平成三十一年二月十二日から同年三月四日まで

 \equiv 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

ЩЩ 口口 県 知 事庁

発発 行行

人所

(定期) 県 報 第 3034 号 平成31年2月8日 金曜日 Щ \Box

山口県公安委員会告示第二号

変更の届出があった。 条第一項の規定により、公益財団法人山口県暴力追放運動推進センターから次のとおり 暴力追放運動推進センターに関する規則(平成三年国家公安委員会規則第七号)第三

平成三十一年二月八日

Ц 県 公安委員

高山	変	内	
治	更		
	前	容	
平成三十年五月二十八日	了 5 4	E E	山口県公安委員会

変更事

項

変

更 後

変

更

代

表

者 光

井

彦